

日向市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求人

住所 日向市浜町3丁目29番地

氏名 黒木 紹光

2 請求の受理

本件請求は、令和5年12月25日に提出され、書面で確認できる範囲において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

3 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象となる職員

日向市長 十屋 幸平

(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

令和5年8月28日、日向市総合体育館整備事業水泳場解体工事請負契約（以下「本件契約1」）締結、令和5年9月15日、日向市総合体育館設計及び建設工事請負契約（以下「本件契約2」）締結

(3) その財務会計行為が違法又は不当であることの理由

「本件契約1」は、公共サービス基本法第2条及び第3条3号及び4号に基づく、日向市民及び地区住民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすために日向市から公共の利益の増進に資する行為（適切な公共サービス）を受ける権利、そして公共サービスを選択する機会を確保する権利及び公共サービスの実施について意見を反映する権利を侵害するものである。

同時に、「本件契約1」は、憲法第13条及び25条に基づく日向市民及び地区住民の環境権を侵害するものである。

また、「本件契約2」締結行為は、大王谷プールが解体されなければ日向市総合体育館は物理的に施工が不可能であるので、違法な「本件契約1」及びその履行を前提とした「本件契約2」（日向市総合体育館設計施工契約）は違法である。

(4) その結果、どのような損害が日向市に生じているか

違法な「本件契約1」の履行によって、大王谷プール利用によって日向市民及び地区住民が享受することができる付加価値が失われた。また、「本件契

約1」請負金額56,166,000円という公金支出は、それ自体損害である。さらに、当該付加価値を提供する大王谷プールという公共施設自体が失われ、仮に原状回復する場合は、その原状回復費用は、本来「本件契約1」の履行がなければ不要であるから損害である。

(5) どのような措置を請求するのか

「本件契約1」については、十屋日向市長個人に対する損害賠償請求、「本件契約2」については、無効確認。

4 請求書に添付された事実を証する書類

(1) 大王谷運動公園水泳場利用者数

平成30年6,101名、令和元年5,869名、令和5年5,823名（コロナの影響で営業日数が少なかった令和2～4年は除いた。）の利用者があって、多くの日向市民、とりわけ子供たちの貴重な楽しみとなってきた事実。

(2) 大王谷プール写真

大王谷運動公園という日常の喧騒を忘れられる静かで緑に囲まれた環境の中に、乳幼児から大人まで低料金で半日楽しく過ごせる充実した施設であり、子供たちに大人気の流れるプール、乳幼児を安心して水遊びさせられる乳幼児プール、競技として水泳をするための25mプールという3タイプのプールが、周囲に休むスペースを確保しながら適度に配置されている事実。

(3) インスタグラム寄せ書き色紙

多くの市民、とりわけ子供達に愛された事実。

(4) 大王谷プール解体工事中止を求める署名472名分

大王谷プールは、多くの市民に愛され親しまれてきた日向市民の重要な公共施設であり、多くの市民が大王谷プール解体に反対していた事実。

(5) 日向市総合体育館建設計画についての意見3名分

市民の計画反対意思は明白であり、疑問の余地はない事実。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

令和6年1月18日に、請求人から本件請求に係る証拠として職員措置請求書事実証明書を補充するための「大王谷プール解体工事についての意見」が書面（以下「意見書」という。）で提出された。

請求人の陳述の聴取は、令和6年1月23日に行い、請求人から本件請求の内容を補充する説明及び意見書に関する説明を受けた。

意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 意見の趣旨

日向市職員措置請求書事実証明書においては、日向市長によって侵害された日向市民が有する権利を証する事実について陳述した。本意見書においては、日向市長による侵害行為が、不作為を原因として生じたことを明らかにする。

(2) 意見の理由

ア 日向市民が有する権利に対する認識がないこと

開示請求した会議録等の資料を見る限り、公共サービス基本法及び憲法に基づく日向市民が有する権利について、日向市長及び日向市は過去何らの審議もした事実がない。それどころか、大王谷プール解体工事についての記述自体3か所しかなかった。日向市長及び日向市は、法に基づく日向市民が有する権利の認識自体がないことが明らかである。

また、同時に、市民に市政のチェック機能を負託された市議会議員においても、会議録を見る限り、法に基づく日向市民が有する権利の認識自体がないことが明らかである。

イ 法に基づく日向市民が有する権利が守られる機会及び手続の不存在

開示請求した資料によると、19名で編成される市民検討委員会が3回開催されたことが確かめられるが、そもそも委員長及び副委員長が日向市民ではなく、法的な手続を経て日向市民に検討を委託された訳でもなく、かつ法に基づく日向市民が有する権利を守る機関とは到底言えず、参考意見を聴取する以上の趣旨ではないことが明らかである。

したがって、総合体育館整備に関する経過において、全体を通して、法に基づく日向市民が有する権利が守られる機会及び手続が不存在だったことは明らかである。

ウ 地方自治法及び条例がカバーしない領域

検証した通り、日向市長及び日向市は、認識不足により、法に基づく日向市民が有する権利を侵害した。なぜそのような結果を招いたのか、その理由は、地方自治法及び条例がカバーしない領域である公共サービス基本法及び憲法についての知見がなかったからである。

言い換えれば、地方自治法及び条例の範囲内で問題がなかったとしても、それが行政サービスを提供する上で瑕疵がないことを示すことにはならず、法に基づく日向市民が有する権利についての知見がなかった結果、権利を侵害した認識すらなかったことが事実である。

エ 公共施設の利用権は住民に属すること

公共施設、すなわち本件において大王谷プールは、財産権は地方公共団体である日向市に帰属するが、そのことをもって大王谷プールの利用権や処分権が日向市に帰属することにはならない。

つまり、公共施設の利用が制限されたり、処分によって利用自体ができなくなる場合は、利用者及び地域住民のQOL（Quality Of Life）が低下する事態を招くのであるから、地方公共団体が勝手に公共施設の利用を制限したり処分することは許されないことは自明である。

にもかかわらず、日向市長及び日向市は、大王谷プール利用者及び地域住民の同意、事前協議、説明、いずれもなく勝手に解体した。大王谷プールの解体工事が、地区住民の権利を侵害したことは明らかである。

（3） 結語

法治国家においては、日向市長及び日向市が、地区住民の権利を侵害し損害を与えた以上、その補償をしなければならないことは免れない。

2 関係執行機関の陳述

令和6年1月24日、関係執行機関（市長）に対して陳述を求め、総合体育館整備事業を所管する総務部資産経営課の職員2名による陳述の聴取を行った。

陳述の内容は、次のとおりである。

（陳述の要旨）

日向市総合体育館の建設推進については、昭和60年からこれまで過去10回の要望、陳情、そのうち3回は署名活動が行われ、直近では令和元年7月に過去最多の約1万9,000人の署名が寄せられた。

平成29年1月の臨時市議会において、第2向日向市総合計画の重点戦略として体育館の整備促進を位置付け、市民検討委員会の設置や市民説明会、パブリックコメント、議会全員協議会などを通して総合体育館整備についての情報発信を行い、説明に努めてきた。

建設場所についても、令和元年11月に策定した日向市総合体育館整備基本構想において、水泳場を整備場所として掲げ進めてきた。

あわせて、令和3年7月に実施した市民アンケートにより体育館整備の必要性、建設場所、規模について市民に理解をいただいていることを確認した。アンケート結果等を踏まえ、令和4年4月に日向市総合体育館整備基本計画を策定している。

大王谷水泳場解体工事については、日向市総合体育館整備基本計画に基づき、総合体育館建設関連予算として令和5年3月、日向市議会において議決され、令和5年8月に契約を締結している。

また、日向市総合体育館整備事業設計及び建設工事請負契約については、令和5年9月、日向市議会において議決され、契約締結となった。

以上、日向市総合体育館建設整備に関する契約については、法令遵守、市民の意見を踏まえ、適切に手続きを進めており何ら問題はないと考えている。

なお、水泳場廃止に伴う代替プールについては、令和5年12月に代替プール

関連整備工事請負契約を締結し、環境整備を進め、令和6年度に供用を開始する。

3 監査対象部課への監査

総合体育館整備事業を所管する総務部資産経営課に対して関係書類の提出を求め調査を行うとともに、令和6年2月5日に同課職員に対して事情聴取を行った。

4 監査対象事項

本件請求は、本件契約1の締結については、その契約の目的である大王谷運動公園水泳場（大王谷プール）の解体が公共サービス基本法に基づく市民の権利及び憲法に基づく環境権を侵害し違法であるとし、本件契約2の締結については、違法な本件契約1及びその履行を前提としているものであるため違法であると主張するものと解される。

よって、本件契約1締結の前提（先行行為）である総合体育館整備に伴う大王谷プールの解体の決定（手法及び手順等を含む。）が公共サービス基本法に基づく市民の権利及び憲法に基づく環境権を侵害し違法なものであるかどうか、あわせて、本件契約1及び本件契約2の締結が地方自治法その他の関係法令に基づいて適法かつ適正に執行されているかどうかを監査対象とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求において、違法性を指摘する根拠法令である公共サービス基本法（平成21年法律第40号）の構成を見ると、同法の目的、公共サービスの定義及び公共サービスの実施等における基本理念が、次のとおり規定されている。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

- 一 国（中略）又は地方公共団体（中略）の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
- 二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為
(基本理念)

第三条 公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施（以下「公共サービスの実施等」という。）は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

- 一 安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること。
- 二 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。
- 三 公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 四 公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。
- 五 公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。

本件請求においては、本件契約1の締結が、第2条に基づく「日向市民及び地区住民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすために日向市から公共の利益の増進に資する行為（適切な公共サービス）を受ける権利」、第3条第3号に規定する「公共サービスを選択する機会を確保する権利」及び同条第4号に規定する「公共サービスの実施について意見を反映する権利」を侵害していると主張されている。

また、公共サービスの実施等に関する地方公共団体の責務及び基本的施策として、次のとおり規定されている。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

(公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化)

第八条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した

場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

(国民の意見の反映等)

第九条 国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するため、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の国民の意見を踏まえ、公共サービスの実施等について不断の見直しを行うものとする。

(公共サービスの実施に関する配慮)

第十条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施が公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ったものとなるよう、配慮するものとする。

(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

公共サービス基本法に基づく市民の権利を侵害しているかどうかを判断する要素として、同法に規定されているこれらの地方公共団体の責務及び施策がどのように展開されてきたのか、特に第9条に規定する公共サービスに関する施策策定過程の透明性の確保、情報の公表、市民の意見を求めるための措置の取組状況に着目した。

すなわち、大王谷プールの解体を含む総合体育館整備事業を進める過程において、必要な情報の公表、市民への広報及び説明、市民の意見の聴取、市議会への説明及び関係議案の提案などの取組の経過並びに本件契約1及び本件契約2について関係予算の成立後における執行の経過を確認する必要があると考えた。

これらの経過について、提出された書類による監査、公表されている資料等の調査、関係職員からの事情聴取等により、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 総合体育館整備事業に伴う大王谷プール解体に至る経過

総合体育館整備事業に伴う大王谷プール解体に至る主な経過は、次のとおりである。

時期	区分	内 容
昭和60年12月	請願	総合体育館建設に関する請願 日向市婦人スポーツ連盟が議会に提出
昭和61年4月	陳情	日向市体育館建設についての陳情 日向市体育協会が6,556人の署名を付けて市長に提出

時期	区分	内 容
平成5年 11月	陳情	日向市体育館建設についての陳情 日向市体育協会が市長に提出
平成9年 8月	陳情	日向市体育館建設についての陳情 日向市体育協会が市長に提出
平成12年 11月	要望	日向市体育館建設についての要望 日向市体育協会が市長に提出
平成14年 4月	要望	日向市体育館建設についての要望 日向市体育協会が市長に提出
平成16年 8月	陳情	日向市体育館建設についての陳情 日向市体育協会が7,831人の署名を付けて市長及び議会に提出
平成27年 2月	要望	日向市体育館建設についての要望 日向市体育協会が市長に提出
平成28年 6月 3日	議会	平成28年6月定例会 ・市長の平成28年度市政の基本方針 「スポーツ施設につきましては、老朽化等によって建てかえや改修が必要な施設も多くありますので、2巡目宮崎国体を見据えながら、体育館を含めたスポーツ施設の整備基本構想の策定に着手し、年次的かつ計画的な施設整備を行ってまいります。」
平成29年 1月31日 ～ 2月 1日	議会	平成29年1月臨時会 ・第2次日向市総合計画の策定を提案し可決される。
平成29年 2月24日	議会	平成29年3月定例会 ・市長の平成29年度市政の基本方針 「長年の懸案でありました総合体育館につきましては、スポーツ施設整備基本構想の中で具体的な整備時期などを検討することとしておりますが、多大な費用を要することが見込まれるため、新たに日向市総合体育館建設基金を設置し、財政負担の平準化を図ることとしております。」 ・日向市総合体育館建設基金条例の提案 ・スポーツ施設整備基本構想の策定に係る予算の提案 ・総合体育館建設基金にかかる積立金予算の提案
平成29年 3月17日	議会	平成29年3月定例会 ・議員3名の発議により平成29年度一般会計予算について総合体育館建設基金を減額する修正案が提出されるが、当該修正案は否決され、原案の一般会計予算が可決される。 ・総合体育館建設基金条例が可決される。
平成30年 5月	計画	日向市スポーツ施設整備基本構想を策定
平成30年 6月 4日	公表	日向市スポーツ施設整備基本構想を市ホームページで公表
平成31年 2月22日	議会	平成31年3月定例会 ・市長の平成31年度市政の基本方針 「市民がスポーツに親しみ、心豊かに健康的な生活が送れる環境を整備するために、2026年の宮崎国民体育大会を見据え、総合体育館の整備に向けた組織強化を図り、市民の皆さんの意見を伺いながら、コンセプトや施設規模、整備場所等をまとめた基本構想を策定したいと考えておりま

時期	区分	内 容
		す。」
令和元年 5月10日	公表	日向市総合体育館整備市民検討委員会設置要綱の制定、公表
令和元年 7月	要望	日向市体育館建設についての要望書 日向市体育協会が19,076人の署名を付けて市長及び議長に提出
令和元年 7月23日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和元年 8月26日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和元年 9月30日	説明	市議会全員協議会への説明 日向市総合体育館整備基本構想策定の中間報告
令和元年 10月23日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和元年 11月1日 ～21日	広聴	日向市総合体育館整備基本構想(案)に関するパブリックコメントの募集
令和元年 11月5日 ～14日	説明	日向市総合体育館整備基本構想(案)に関する市民説明会 市内7地区で開催
令和元年 11月12日	要望	日向市総合体育館整備基本構想(案)に対する要望書 日向市体育協会が市資産経営課に提出
令和元年 11月25日	公表	日向市総合体育館整備基本構想(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び市民説明会等の意見について市ホームページに公表
令和元年 11月26日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和元年 11月28日	構想	日向市総合体育館整備基本構想を策定
令和元年 11月29日	説明	市議会全員協議会への説明 日向市総合体育館整備基本構想策定の報告
令和元年 12月 ～令和2年1月	広聴	市議会が、東郷病院の在り方及び総合体育館の整備についての市民アンケート調査を実施
令和2年 1月	広報	市広報紙1月号 日向市総合体育館整備基本構想を策定したことを掲載
令和2年 2月	広報	「新しい体育館づくりに向けて」かわら版発行 各自治会を通じて世帯回覧、市ホームページにQ&Aを掲載
令和2年 2月	広報	市広報紙2月号 第2回新しい体育館の建設に関するQ&Aを掲載
令和2年 3月	広報	市広報紙3月号 第3回新しい体育館の建設に関するQ&Aを掲載
令和2年 4月	広報	市広報紙4月号 第4回新しい体育館の建設に関するQ&Aを掲載
令和2年 4月	広報	ケーブルテレビで「新しい体育館づくりについて」を放送
令和2年 4月9日	提言	市議会が東郷病院の今後の在り方及び体育館整備の市民アンケートの結果に基づき提言書を市長に提出
令和2年 6月5日	議会	令和2年6月定例会 ・市長の令和2年度市政の基本方針 「総合体育館につきましては、現在、PFI等導入可能性調査を実施しておりますので、調査結果を踏まえ、今後の進め方につきましては、市民の皆様の御意見を伺いながら、慎重に検討を進め、市民の皆様に御理解、御支援をい

時期	区分	内 容
		ただけるよう努めてまいりたいと考えております。」
令和2年 9月30日	説明	日向市総合体育館整備市民検討委員会委員に書面で進捗状況を報告
令和2年 11月27日	議会	令和2年12月定例会 ・総合体育館スケジュールの1年延期の表明 市長が「コロナ禍により市民アンケートが実施できていない状況や東郷診療所建設を優先すること等を考慮し、整備スケジュールを1年延期し、令和8年度の供用開始を目指していく」と表明
令和2年 11月30日	説明	日向市総合体育館整備市民検討委員会委員に書面で進捗状況を報告
令和3年 2月18日 ～ 19日	議会	令和3年2月臨時会 第2向日向市総合計画・後期基本計画の策定について提案し、可決される。
令和3年 2月26日	議会	令和3年3月定例会 ・市長の令和3年度市政の基本方針 「総合体育館につきましては、令和8年度の供用開始を目指し、基本計画を策定することとしておりますので、市民の皆さんの声に耳を傾けながら慎重に検討を進め、市民の皆さんに御理解、ご支援をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。」
令和3年 7月19日 ～ 8月3日	広聴	日向市総合体育館整備基本計画の基礎資料とするため、市民アンケートを実施
令和3年 7月26日 ～ 30日	広聴	日向市総合体育館整備基本計画の基礎資料とするため、日向高校生アンケート調査を実施
令和3年 8月27日	説明	市議会全員協議会への説明 日向市総合体育館整備基本計画(案)に関するアンケート調査結果及びPFI等導入可能性調査結果について説明
令和3年 9月2日	公表	日向市総合体育館整備基本計画(案)に関する市民アンケート及び日向高校生アンケート調査結果報告を市ホームページに公表
令和3年 9月17日	議会	令和3年9月定例会 ・議員5名の発議により令和3年度一般会計補正予算について総合体育館整備事業の地質調査と造成測量設計委託料を減額する修正案が提出されるが、当該修正案は否決され、原案の一般会計補正予算が可決される。
令和3年 10月7日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和3年 11月24日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和4年 1月26日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和4年 1月31日	説明	市議会全員協議会への説明 日向市総合体育館整備基本計画素案について
令和4年 2月1日 ～ 15日	広聴	日向市総合体育館整備基本計画(案)に関するパブリックコメントの募集
令和4年 2月25日	議会	令和4年3月定例会 ・市長の令和4年度市政の基本方針 「総合体育館につきましては、現在策定を進めている日向

時期	区分	内 容
		市総合体育館整備基本計画において、諸機能や事業手法など基本的な内容についてお示しすることとしておりますので、市民の皆さんへの丁寧な説明に努めながら、令和8年度の供用開始を目指し、設計・施工事業者の選定に向けて取り組んでまいります。」
令和4年 2月28日	公表	日向市総合体育館整備基本計画(案)に関するパブリックコメント募集の結果、意見に対する市の考え方を市のホームページ等に公表
令和4年 3月18日	議会	令和4年3月定例会 ・議員8名の発議により令和4年度一般会計予算について、総合体育館整備事業に係る予算を減額する修正案が提出されるが、当該修正案は否決され、原案の一般会計予算が可決される。
令和4年 4月7日 ～15日	説明	日向市総合体育館整備基本計画(案)についての市民説明会 市内7地区において計8回開催
令和4年 4月27日	計画	日向市総合体育館整備基本計画を策定
令和4年 5月13日	説明	市議会全員協議会への説明 日向市総合体育館整備基本計画について
令和4年 5月13日	公表	日向市総合体育館整備基本計画(案)に関する市民説明会の実施結果について市ホームページに公表
令和4年 5月24日	公表	日向市総合体育館整備基本計画策定について市ホームページに公表
令和4年 7月	広報	市広報紙7月号 日向市総合体育館整備基本計画の策定、パブリックコメント、市民説明会のまとめを掲載
令和4年 7月22日 ～8月25日	広聴	廃止となる大王谷プールの代替プールに関する水泳場利用者へのアンケート調査を実施
令和4年 9月6日	請願	日向市総合体育館建設場所の市街地への変更等に関する請願書 住みやすい街を考える会が議会へ提出
令和4年 9月22日	公表	廃止となる大王谷プールの代替プールに関する水泳場利用者へのアンケート調査結果を市ホームページに公表
令和4年 10月3日 ～12日	広報	総合体育館の取組についてFMラジオで放送
令和4年 11月16日	説明	日向市総合体育館整備市民検討委員会委員に書面で進捗状況を報告
令和4年 11月25日	請願	日向市総合体育館建設計画の促進に関する請願 日向市スポーツ協会が議会へ提出
令和4年 12月16日	議会	令和4年12月定例会 ・日向市総合体育館建設場所の市街地への変更等に関する請願を不採択 ・日向市総合体育館建設計画の促進に関する請願を採択
令和5年 2月4日 ・8日	説明	総合体育館整備事業について市民再説明会 2日間計2回開催(中央公民館)
令和5年 2月24日	議会	令和5年3月定例会 ・市長の令和5年度市政の基本方針 「総合体育館につきましては、市民の健康増進やスポーツ活動、災害時に中長期的に避難できる防災拠点施設とし

時期	区分	内 容
		て、また、ダイバーシティの実現に向けてパラスポーツなどの活動の拠点として、日向市総合体育館整備基本計画に基づき、令和8年度の供用開始を目指して、設計・施工一括発注方式により、円滑かつ計画的に事業進捗を図ってまいります。」 ・令和5年度一般会計予算(大王谷プール解体工事、総合体育館の設計及び工事に係る予算を含む。)を提案
令和5年 2月24日	公表	令和5年度当初予算説明資料(大王谷プール解体工事、総合体育館の設計及び建設工事に係る予算を含む。)を市ホームページに公表
令和5年 2月27日	公表	日向市総合体育館整備事業の市民再説明会の実施結果、意見に対する市の考え方を市ホームページに公表
令和5年 3月13日	議会	総務政策環境常任委員会の審査 令和5年度一般会計予算(同常任委員会に審査を付託された部分。総合体育館整備事業関係予算が含まれる。)の審査において、総合体育館整備事業予算に反対する意見が多数を占め、否決すべきものと決定された。
令和5年 3月17日	議会	令和5年3月定例会 ・議員2名の発議により、令和5年度一般会計予算について、総合体育館整備事業に関する予算を減額する修正案が提出されるが、当該修正案は否決され、原案の一般会計予算が可決される。
令和5年 3月20日	検討	日向市総合体育館整備市民検討委員会
令和5年 5月	広報	市広報紙5月号 令和5年度当初予算の主な事業として総合体育館整備事業についての説明を掲載
令和5年 5月22日	請願	日向市総合体育館建設計画中止を求める請願書 市民1名から市長へ提出
令和5年 5月29日	陳情	日向市総合体育館建設計画中止を求める陳情書 市民1名から議会へ提出
令和5年 6月13日	請願	日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書 市民1名から市長へ提出
令和5年 7月22日 ～ 8月27日	広聴	大王谷プール廃止に伴う代替プールの課題整理のため利用状況について現利用者へアンケート調査を実施
令和5年 8月16日	説明	市議会全員協議会への説明 総合体育館建設を含む大型事業の経緯を説明
令和5年 8月25日	説明	日向市総合体育館整備市民検討委員会委員に進捗状況を報告
令和5年 8月25日	議会	令和5年9月定例会 ・日向市総合体育館整備事業設計及び建設工事に係る工事請負契約の締結を提案 (日向市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に規定する予定価格1億5千万円以上の工事の請負契約であるため議会の議決を要する) ・日向市都市公園条例の一部を改正する条例(大王谷運動公園の施設から水泳場を削除する改正)の提案
令和5年 8月28日	契約	日向市総合体育館整備事業水泳場解体工事請負契約の締結 (日向市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に

時期	区分	内 容
		規定する予定価格1億5千万円未満の工事の請負契約であるため議会の議決は要しない)
令和5年 8月28日	意見	日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書 市民1名から市長へ提出
令和5年 9月 4日	意見	日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2 市民1名から市長へ提出
令和5年 9月15日	議会	令和5年9月定例会 ・日向市総合体育館整備事業設計及び建設工事に係る工事請負契約の締結を可決 ・日向市都市公園条例の一部を改正する条例の可決 ・令和5年5月29日に提出された日向市総合体育館建設計画中止を求める陳情書の不採択
令和5年 9月15日	契約	日向市総合体育館整備事業設計及び建設工事請負契約の締結
令和5年 9月21日	公表	大王谷プール廃止に伴う代替プールの課題整理のため、大王谷プール利用者に行ったアンケート調査結果について市ホームページに公表
令和5年 9月22日	回答	令和5年6月13日付け日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書及び令和5年9月4日付け日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2に対する回答

(2) 本件契約1及び本件契約2の執行経過

本件契約1及び本件契約2について関係予算成立（市議会における予算案の可決）以降の主な執行経過は、次のとおりである。

ア 本件契約1（日向市総合体育館整備事業水泳場解体工事請負契約）の執行経過

年月日	内 容
令和5年 3月17日	令和5年3月定例会 令和5年度日向市一般会計予算(大王谷運動公園水泳場解体工事に係る予算を含む。)が可決される。
令和5年 6月28日	契約の執行を決裁
令和5年 7月18日	日向市建設業者等審査委員会 ・事後審査型条件付一般競争入札方式で実施することを決定 ・事後審査型条件付一般競争入札実施の公告
令和5年 8月10日	入札～開札(落札候補者決定)
令和5年 8月16日	事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受領
令和5年 8月22日	日向市建設業者等審査委員会 ・事後審査型条件付一般競争入札技術審査において資格があることを確認し、通知した。
令和5年 8月28日	契約の締結 金 額：56,166,000円(税込) 相手方：栄建設株式会社 工 期：令和5年8月29日～令和5年12月28日 支出負担行為の決裁
令和5年 11月21日	変更契約の締結 金 額：605,000円(税込)増額

年月日	内 容
	支出負担行為の決裁
令和5年 11月 28日	変更契約の締結 金 額：308,000円(税込)減額 支出負担行為の決裁
令和5年 11月 30日	工事完成届を受領
令和5年 12月 12日	工事完成検査の実施 工事完成検査の結果を通知 工事目的物引渡申出書を受領
令和5年 12月 15日	代金の支出命令の決裁
令和5年 12月 22日	代金の支払い 金 額：56,463,000円

イ 本件契約2（日向市総合体育館設計及び建設工事請負契約）の執行経過

年月日	内 容
令和5年 3月 17日	令和5年3月定例会 令和5年度日向市一般会計予算(総合体育館の設計及び建設工事に係る予算及び債務負担行為を含む。)の可決
令和5年 3月 22日	日向市建設業者等審査委員会 設計施工者選定公募型プロポーザル方式で行うことを決定
令和5年 4月 3日	設計施工者選定公募型プロポーザルを公告
令和5年 7月 20日	日向市総合体育館整備事業者審査委員会 設計施工者選定公募型プロポーザル審査の最優秀提案者を決定
令和5年 7月 20日	契約の執行を決裁
令和5年 7月 25日	日向市建設業者等審査委員会 契約方法の決定及び請負業者の選定 契約方法：随意契約 相手方：五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計 特定建設工事協同企業体 設計金額：3,688,520,000円(税込)
令和5年 7月 25日	見積依頼
令和5年 8月 8日	見積入札～開札
令和5年 8月 10日	仮契約の締結 金 額：3,688,520,000円(税込) 相手方：五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計 特定建設工事協同企業体 工 期：令和5年9月19日～令和8年9月30日
令和5年 8月 18日	日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル審査結果報告書を公表
令和5年 8月 25日	令和5年9月定例会 議案「工事請負契約の締結について」を提案
令和5年 9月 15日	令和5年9月定例会 議案「工事請負契約の締結について」の可決を受け、本契約となる
令和5年 9月 15日	支出負担行為の決裁 令和5年度：40,000,000円 令和6年度～令和8年度：債務負担行為設定

2 判断

(1) 政策決定過程の確認

上記1(1)の経過のとおり、総合体育館整備事業に伴う大王谷プール解体の決定は、次のような主要な段階を経ており、同事業に係る基本構想及び基本計画の策定の前後においては、市民検討委員会による検討、情報の公表、広報、市民説明会、パブリックコメント募集、アンケート調査、意見の聴取、市議会への説明、関連議案の提案等が行われていることが確認できる。

ア 平成29年3月 行政経営の最上位計画である第2次日向市総合計画の策定

市議会の議決（平成29年2月1日の臨時会）を受けて策定しており、その中で重点戦略として体育館の整備推進を掲げている。

イ 平成30年5月 日向市スポーツ施設整備基本構想の策定

総合体育館に関しては、整備場所（「比較検討の結果、大王谷運動公園が整備場所として最も適していると言える」とある。）、施設規模、施設概要、建設費、財源、整備スケジュールについて検討されている。

ウ 令和元年11月 日向市総合体育館整備基本構想の策定

総合体育館の建設場所の検討では「総合的に優位性の高い大王谷運動公園内に総合体育館を整備することとし、具体的な施設レイアウトの検討を進めます」、ゾーニングの考え方における施設配置では「水泳場については、平成26年3月に策定した「日向市公園施設整備長寿命化計画」によると、プールの床や配管設備等、老朽化による大規模な改修が必要な状況となっています。また、開設期間が夏季約1か月間に対し、年間の維持管理費用は多額なことから、費用対効果の面からも、施設の廃止を含めた今後の整備方針について、検討が必要となっています。このため、水泳場を総合体育館の整備場所の候補地とし、施設の統廃合による効率的・効果的な整備を図ります」とあり、大王谷プールを廃止して総合体育館の整備場所とする方向性が示されている。

エ 令和4年4月 日向市総合体育館整備基本計画の策定

整備方針における施設配置の計画として「基本構想に基づき、総合体育館は、現在の大王谷運動公園水泳場に整備し、芝生広場を駐車場として整備します」と定めている。また、施設整備において配慮すべき事項として「総合体育館の整備に伴い、水泳場が廃止されることから、小学校の夏休み期間中に一部の学校プールを開放します」とあり、廃止する大王谷プールの代替措置が示されている。

オ 令和5年3月 市議会における大王谷プール解体工事その他総合体育館整備関連の予算の可決

日向市総合体育館整備基本計画に基づき、令和8年度の供用開始を目指

して、設計・施工一括発注方式により、整備に着手するとし、大王谷プールの解体工事、敷地造成工事、総合体育館の設計業務等及び総合体育館整備事業の債務負担行為の設定を含む令和5年度一般会計予算が市議会に提案される。

審議において、議員から「その立地の適否や経済効果、また維持管理費、持続可能な財政への危惧など多面的な議論が議会はもちろん市民の間でも再三にわたり繰り返されてきた。加えて、近年の諸物価、人件費の高騰等の社会情勢を踏まえれば、果たして事業総額42億円の予算規模で完成させることができるのかという疑問が大である。原点に立ち返ってもう一度考え直してみてもどうか」との理由で、一般会計予算中、総合体育館整備事業に関する予算を減額する修正案が提出されるが、当該修正案は否決され、原案の予算が可決されている。

(2) 公共サービス基本法に定める権利侵害について

以上の経過から確認できる計画的な政策決定の過程とその進め方の手順は、公共サービス基本法第5条に規定する地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、実施する責務及び第9条に規定する施策策定過程の透明性の確保、情報の公表、住民の意見を求めるための措置といった取組に合致するものであると言える。また、大王谷プールの解体に伴い、代替プールの整備も進めていることは、第10条に規定する公共サービスによる利益を享受する市民の立場への配慮にもつながるものと言える。

なお、市議会の審議において、議員から総合体育館整備関係の予算を減額する修正案が提出されたのは、上記(1)オの令和5年3月定例会の以前にも、平成29年3月定例会、令和3年9月定例会及び令和4年3月定例会がある。いずれも、修正案は否決され、市長が提案した予算が可決されているが、市民の多様な意見が表明されていることの表れでもあると言える。

このように、総合体育館整備事業(大王谷プールの解体を含む。)の進め方において、日向市長及び日向市が公共サービス基本法に定める地方公共団体の責務及び基本的施策に合致するとも言える取組を実施してきていることが認められることからすれば、本件請求の事実証明書に掲げる事実及び意見書において指摘する事項をもって、大王谷プールの解体の決定が、請求人が主張するところの「公共サービス基本法に基づく日向市民が有する権利」を侵害しているとは認められず、その決定を前提として行われた本件契約1の締結に違法性はないものと判断する。

(3) 環境権の侵害について

環境権は、一般には「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利」と理解されており、この場合に、大気、水、日照などの自然的な環境に限定する考えと、遺跡、寺院、または公園、学校

などの文化的・社会的環境まで含める考えがある。環境権の法的性格は、憲法第13条（幸福追求権）又は憲法第25条（生存権）に根拠をおくと解されている（衆議院憲法審査会の会議資料、第193回国会・平成29年5月25日の第6回憲法審査会で配布された衆憲資第94号（「新しい人権等」に関する資料）5～7ページ）。

このような環境権の視点に立つとしても、上記1（1）の経過のとおり、関係計画の策定、市民への情報の公開と説明、市民の意見の反映等の手続きを踏まえて、いわば「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境」づくりに向けて総合体育館整備（大王谷プールの解体を含む。）という公共サービスに関する施策を決定し、実施していると認められることからすれば、本件請求の事実証明書に掲げる事実及び意見書において指摘する事項をもって、環境権を侵害しているとは言えないものとする。

（4） 本件契約1及び本件契約2の違法性について

執行機関（市長）は、議会で議決された予算を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う（地方自治法第138条の2の2）。大王谷プール解体工事その他総合体育館整備関連の予算を含む令和5年度一般会計予算の成立後における本件契約1及び本件契約2の執行経過は、上記1（2）のとおりである。

本件契約1及び本件契約2の執行経過における各手続きにおいて、関係の書類を調査した結果、地方自治法その他の関係法令に基づいて適法かつ適正に執行していることが認められた。

（5） 損害について

以上により、本件契約1の締結に違法性が認められないことから、請求人が主張する損害の発生はないものと判断する。

3 結論

以上の判断により、請求人の主張にはいずれも理由がないと認められるので、本件請求はこれを棄却する。

4 意見

総合体育館整備事業（大王谷プールの解体を含む。）については、本件契約1、本件契約2、代替プール関連整備工事請負契約等の執行によりハード面の整備が進行している現状にあるが、同事業をめぐっては、建設場所及び規模の適否、経済効果、財政負担への危惧など多面的な議論が市民及び市議会の間で繰り返されてきている。

今後においても、これらの議論を検証できるように、同事業の進捗状況、代替プールに関する市民の意見及び利用状況、総合体育館の管理運営の方法、使用料

の検討状況及び維持管理費用を含む財政負担の状況、供用開始後の利用状況及び経済波及効果等に関する情報を適時かつ適切な方法で公表し、わかりやすく説明するとともに、広く市民の意見を求めるために必要な取組を実施されるよう切に望むものである。